

# 知っ得 情報ボックス

## 一人で悩まず電話を

全国で毎年約3万人、鹿児島でも約500の尊い命が自殺によって失われています。

自殺はさまざまな年代に起こり、身近に存在する問題です。自殺の背景には、経済や健康問題のほか、人生観や職場のあり方などの社会的要因があるため、社会全体で取り組む必要があります。

もし、自分や身近な人が悩みごとを抱えて、憂鬱な気分が続いたり、体の不調が続くときは、早めに医療機関を受診するか、保健所などの相談機関を利用するようにしましょう。

ストレスやうつは、誰にでもあります。ストレスや引きこもり、うつ状態、不眠や不安が続くなどの悩みのあるかたは、一人で悩まないで、まずは電話してみませんか。

いのちの電話「099(250)7000」(365日24時間無休)

出水保健所や役場保健衛生課保健係でも「こころの健

康」について、随時相談を受け付けています。

## ◎問い合わせ先

出水保健所  
TEL(63) 3111

役場保健衛生課  
TEL(86) 1111

## 新型インフルエンザへの対応

厚生労働省による新型インフルエンザに対する運用方針の見直しを受け、鹿児島県では、次のとおり対応します。

### ◎相談体制

① 医療機関を受診する発熱患者は、まず、かかりつけ医に電話で相談する。

② かかりつけ医を持たない発熱患者や、受診する医療機関が分からない発熱患者は、保健所の「発熱相談センター」に相談する。

③ 発熱相談センターは、発熱者に適した医療機関を紹介する。

ただし、感染により重症化するリスクが高い基

礎疾患を有する者等を守るため、透析、がん、産科等の専門医療機関の紹介は控えるものとする。

※ 紹介を控える医療機関の情報は保健所がお知らせします。

### ◎医療体制

現在設置している発熱外来機能は休止し、原則としてすべての医療機関において診療を行う。

### ◎問い合わせ先

出水保健所  
TEL(63) 3111

役場保健衛生課  
TEL(86) 1111

## 鹿児島県身障者用駐車場利用証制度

鹿児島県では、障害のあるかたや高齢のかた、妊産婦など歩行が困難なかたが身障者用駐車場を利用しやすくするために、県内共通の利用証を発行する「鹿児島県身障者用駐車場利用証制度(パーキングパーミット制度)」を平成21年11月から始めます。

利用証は、ハートピアか

ごしまおよび地域振興局・支庁等において、交付を行っています。また、利用証をお持ちでないかたがたについては、当制度の趣旨を理解のうえ、身障者用駐車場に駐車しないよう協力をお願いいたします。

なお、交付対象者・申請方法・申請窓口等については、県のホームページをご覧ください。か、県庁障害福祉課へお問い合わせください。

### ◎問い合わせ先

県庁障害福祉課  
TEL099(286)2746

## 小型船舶操縦免許証

### 更新・失効講習

小型船舶操縦免許証の更新・失効講習会が開催されます。

- ・ 期日 10月10日(土)
- ・ 受付時間 午後1時30分～
- ・ 講習時間 午後2時～
- ・ 場所 長島町開発総合センター3階大会議室
- ・ 対象 1 《更新》有効期限が